

認知症高齢者グループホーム施設整備審査基準

6福祉高施第2250号

令和7年3月31日

項 目	根拠法令等	基 準	適・否	備 考
敷 地	基準省令 第93条第6項	1 住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。	適・否	災害レッドゾーンとは、災害危険区域（建築基準法第39条第1項）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）、浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）、その他政令で定める地域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域）をいう。 災害イエローゾーンに施設を整備する場合は、非常災害対策計画や避難確保計画等に当該区域における被災リスクへの対策を記載すること。
	（都市計画法）	2 整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（以下「災害レッドゾーン」という。）を原則として含まないか。 また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域（以下「災害イエローゾーン」という。）に施設を整備する場合は、当該区域で整備しなければならない必要数が確保できない等、災害イエローゾーンで整備しなければならない理由があり、かつ、想定される被災リスクに対して、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策が講じられているか。	適・否	
	（建築基準法）	3 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適・否	
建物構造	（建築基準法）	1 2階を設ける場合（2階部分が300平方メートル未満の場合を除く。）には、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるか。	適・否	各居室に面したバルコニーを設置し、原則として避難階段に接続していること バルコニーの幅は、車椅子で避難可能な広さとする。 ＜措置方法＞
	（建築基準法）	2 3階部分を設ける場合には、耐火建築物であるか。	適・否	
		3 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮しているか。	適・否	
		4 他の施設等と併設の場合には、独立した出入口が設けられているか。	適・否	
	（消防法）	5 法に規定する消防用設備を設けられているか。避難経路は確保されているか	適・否	
規 模	基準省令 第93条第2項	1 定員について、補助対象が1ユニットでは6名以上、2ユニットでは計15名以上、3ユニットでは計25名以上であるか。 3ユニット分を補助対象として整備する場合、運営事業者は、認知症高齢者グループホームの運営実績を有しているか。	適・否	

項 目	根拠法令等	基 準	適・否	備 考
規 模	基準省令 第93条第1項	2 複数ユニットを設置する場合、同一敷地内に3ユニット以内であるか。	適・否	
	基準省令 第90条第1項	3 夜勤職員は1ユニットあたり原則1名以上配置されているか。	適・否	
居 室	基準省令 第93条第3項	1 1室1人（個室）であるか。	適・否	
		2 地階に設置されていないか。	適・否	
	基準省令 第93条第4項	3 1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上（4.5畳以上）確保されているか。	適・否	(m ² ～ m ²)
居間・食堂	基準通知 第3-五-3-(4)	1 利用者及び介護従事者が一同に会するのに十分な広さを有しているか。	適・否	(m ²)
		2 食堂としての十分な機能を有しているか。	適・否	
台 所		1 入居者と職員が共同で調理等を行うことができる十分な広さを有しているか。	適・否	
浴 室 洗 面 所		1 1～2人用の個別浴槽となっているか。	適・否	
		2 入浴介助を必要とする者の使用に適しているか。	適・否	
便 所		1 複数箇所に分散して設けられているか。 (1ユニット内に分散して3か所以上)	適・否	
そ の 他	基準通知 第3-五-3-(1)	1 職員室、その他必要な設備を設けているか。	適・否	内装・照明等は住宅として適切な仕様のものとする。
		2 設備は職員室を除き、ユニット毎の専用設備となっているか。	適・否	
		3 1ユニットに係る設備は、全てを同一の階に設けているか。	適・否	

(注) 根拠法令等

・「基準省令」 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

・「基準通知」 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（厚生労働省老健局課長通知）

* 本審査基準について、補助協議時に区市町村において判定した上で、区市町村意見書等とともに都へ提出するものとする。